

議案第 6 4 号

三田市まなびと交流・共創施設の管理に係る指定管理者の指定について

三田市まなびと交流・共創施設の管理に係る指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 田 村 克 也

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

三田市まなびと交流・共創施設

2 指定管理者となる団体

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目 1 2 番 1 号

日本環境マネジメント株式会社

代表取締役 片 山 安 茂

3 指定の期間

令和 9 年 6 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで